**令和6年度　特定非営利活動法人**

第１号議案

**総合福祉サポートセンターはだの　事業報告**

**１　令和6年度事業計画の重点項目への取り組み**

（１）法人後見ニーズに応える

　・新規受任依頼が6件あり、4件新規受任した。

　・職員は、今年度も成年後見制度や意思決定支援に関する研修に参加し、自己研鑽に努めた。また、チームによる意思決定について、職員間で意識の共有ができるよう、新たにケース記録に「法人内検討」という項目を作成し、記録に残した。

（２）地域連携ネットワークへの参画

　・秦野市成年後見利用支援センターが行う会議や権利擁護支援検討会議に参加し、地域の相談機関や受任団体等との意見交換を行った。

　・各種施設や団体の家族会、民生児童委員協議会等への講師派遣依頼に8件応じた。

（３）権利擁護の実践

　・苦情解決スキームについて、秦野市社会福祉協議会主催の「クレーム対応・カスタマーハラスメント防止研修」に参加した。この内容を踏まえた具体的な対応マニュアルについては、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構と共に作成をしていくこととなった。

・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について、成年後見利用促進専門家会議等の会議をオンラインで視聴するなどして情報収集を行った。モデル事業を行った市町村において、実現可能なモデルがなく、視察や行政提案に至らなかった。

**２　成年後見事業の体制**

　・開所日及び開所時間

　　月曜～金曜（祝祭日を除く）　　9時30分～17時30分

　・職員体制

　　担当者6名（専任。常勤2名、非常勤4名）

　・緊急時の連絡体制

　　休日や夜間等、緊急の連絡に対応する為、24時間365日、担当職員が携帯電話（法人後見専用電話）を持ち、対応した。

**３　事業概要**

（１）成年後見に関する相談

　・成年後見制度全般に関する相談や当法人の成年後見事業に関する相談に応じた。

　・「ぱれっと・はだの」が支援する方の面談に同席するなどの対応を行った。

（２）申立支援

　・当法人が後見人等候補者となっている方の申立を支援した。

　・申立前に行う本人とのマッチング面談を行った。

（３）成年後見（法人後見）受任

　　※主に障害者等への自立生活を支援する一助として、個人ではなく法人が後見人とな

る「法人後見」を実施した。また、チェック機能として、外部委員が参加する成年

後見事業運営委員会を毎月実施し、出納については法人全体でチェックするなどの

対応を行った。

　　※当法人の後見活動においては、障害のある方を中心に10代～80代と幅広い年齢層の方を受任しており、身上保護に重きを置いた支援を行っている。

（具体的な内容については、「6　受任者の対応状況」等を参照）

身上保護…本人との面会（原則月１回、施設等への訪問を行い、状況確認をする。）

関係機関との連携（ケア会議、個別面談等への参加）

諸手続き（サービス利用関係の契約、行政関係の手続き）

その他（衣類等の購入、通院付添など個別に応じた支援）

　　　財産管理…収支の管理（利用料、各種税金等の支払い、年金の受領）

生活費等の管理（施設及び本人と相談し、月々の小遣い等を手渡す）

　　　　　　　　その他（遺産分割、不動産売却等については専門家へ依頼する）

（４）普及・啓発

・法人後見事業概要や事例報告等の講師派遣の実施

　・秦野市成年後見ネットワーク会議等への参加

**４　活動状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | *活動内容* | *件数* | *前年度* |
| *相談* | 成年後見に関する相談 | 139 | 145 |
| *申立* | 申立に係る相談、支援（受任に関する相談含む） | 104 | 147 |
| *受任* | 身上保護 | 12,412 | 11,957 |
| 財産管理 | 1,776 | 1,331 |
| 専門職との連携 | 21 | 29 |
| *普及・啓発* | ミニ講座、外部会議参加等 | 91 | 127 |
| *法人内検討* | 打合せ、ケース検討等 | 89 | － |
|  | 計 | 14,632 | 13,736 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *対応方法* | *件数* | *前年度* |
| 電話 | 5,493 | 5,352 |
| 郵便 | 2,987 | 2,710 |
| 訪問 | 2,665 | 2,749 |
| 面会（オンライン等含む） | 635 | 425 |
| 来所 | 921 | 964 |
| メール | 1,276 | 1,167 |
| その他 | 118 | 58 |
| 計 | 14,095 | 13,425 |
| （内　時間外対応） | 410 | 402 |

活動件数（活動内容、対応方法）

今年度も活動比率に、大きな変化はなかったが、3年連続で1万3千件を超え、さらに1万4千件を初めて超えた。

「申立に係る相談、支援」については、4件の新規受任ケースのうち2件が秦野市長申立て、2件が親族申立だったが、内1件は親族が司法書士に申立書作成を依頼したため、当法人が申立支援を行ったのは1件のみとなり、大幅に件数が減少した。

2年連続で新規受任件数が4件となっているが、申立の理由が、権利侵害からの回復、相続、精神科病院や児童施設からの地域移行など、複雑な理由を抱えているケースが多く、イレギュラーな対応に追われた。

尚、ここ5年間の活動件数、受任件数、職員配置の推移をグラフ化すると、活動件数、受任件数は、右肩あがりとなっている。受任件数、対応件数ともに前年比106％となっているが、職員配置は94％となっており、受任及び対応件数の増加に対して、職員配置は減少している。常勤職員が1名欠員だったことが大きく、昨年に続き、職員の業務負担を軽減することは出来なかった。

「ぱれっと・はだの職員アンケート」においても、職員の疲弊感が強いことの指摘があったため、職員の負担軽減については急務と感じる。

**５　受任者の状況**

*※令和5年度報告について、審判確定前の1件を計上していた為、重複あり。修正した。*

（１）新規の受任状況（累計：76名）

今年度は6名の受任依頼があり、内4件新規受任し、現受任数は64名となった。

※詳細は「７.　法人後見事業者支援事業」を参照。

（２）成年被後見人等の状況（現受任数：64名）

 a.　障害種別

※最高裁事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況（R6.1～R6.12）」より引用

b.　類型

※最高裁事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況（R6.1～R6.12）」より引用

c. 居所　　　　　　　　　　　　　　d. 年齢構成

「居所」について、これまで長期入院をしている方は「精神科病院」のみだったが、新たに「療養型病院」を利用する方が数名いるため、新たに項目を追加した。

データについては、例年と比較して大きな変化はみられなかった。

**６　受任者の対応状況**

（１）ケース特記

入院手続き6件、相続10件を行った。

1. 入院手続きについては、昨年度は10件だったが6件に減少。昨年度は精神科病院へのレスパイト入院を複数回行ったことが大きかったが、今年度のレスパイト入院は2回のみで、他は体調不良による救急病院等への入院及び転院に伴うものだった。
2. 相続については、昨年度は6件だったが10件に増加。相続の内2件は弁護士に依頼、1件は司法書士に依頼した他、相続放棄を2件行った。50代以上の被後見人等が61％に達していることも影響して、親族の逝去に伴う葬儀手配や相続などが増加傾向となった。

（２）通年で行っている対応等

a.　衣類やラジカセ、髭剃りなどの生活品等の購入を施設や遠方のご家族より依頼され、都

度対応した。

b. サービス等利用計画や個別支援計画等の面談、認定調査については、可能な限り、同席したり、電話等で意見を伝えるなどした。

c. 各種サービス支給申請、国民健康保険料支払い、高額療養費申請、補装具支給申請、確定申告などを行った。

d.　施設入所している方の空き家となっている自宅管理の一環として、年に数回、自宅の様子を見に行き、適宜、草取りを業者に依頼したり、年間で草取り契約を行うなどした。

（３）家庭裁判所への報告

　後見事務の監督機能として、原則年1回の定期報告を兼ねて家庭裁判所へ報酬付与申立を行っている。今年度は予定通り60名の方の報酬付与申立を行ったが、業務多忙で年度内に6件提出できず、令和7年4月に提出することとなった。また、報酬清算も同様の理由で間に合わず、3件が未収金となった。

尚、令和6年4月1日より、秦野市成年後見制度利用支援事業実施要綱が変更され、市長申立て以外も報酬助成対象となったが、同施行日以降が報酬助成の対象となるため、一部、対象外となった。

**７****法人後見事業者支援事業（補助事業）**

　秦野市より補助金交付を受け、下記のケースの受任依頼を受けた。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | **状況** | **年齢層** | **障害種別** | **類型** | **申立人** | **備考** |
| 1 | 取り下げ | 40代 | 知的障害 | 不明 | 未定 | 秦野市内グループホーム利用者。R4、支援員より、親族が本人財産を気にしている節があり、後見制度利用を検討。当法人へ受任依頼。親族は利用に反対しており、進捗がないため、一旦、取り下げ。 |
| 2 | 保留 | 30代 | 知的障害 | 不明 | 本人 | 秦野市内グループホーム利用者。親族より、お金の無心あり。本人や支援者を脅すような内容のため、R4、支援員より後見制度利用したいとの相談。診断書作成が進まず保留。 |
| 3 | 新規受任（累計73件目） | 50代 | 手帳無し（自立支援医療） | 保佐 | 市長 | R5、秦野市地域共生支援センターより受任依頼。親族から相続した土地を切り売りして生活していたが、生活費が不足している様子。福祉サービス利用経験なし。R6.4～当法人で受任。 |
| 4 | 取り下げ→再開新規受任（累計74件目） | 40代 | 精神障害 | 後見 | 市長 | R5、秦野市生活援護課より受任依頼。市内精神科病院入院中。本人が制度利用に反対したため、一旦取り下げられたが再依頼あり。R6.9～当法人で受任。 |
| 5 | 新規受任（累計76件目） | 10代 | 知的障害 | 後見 | 親族 | R6、児童相談所より受任依頼。ネグレクトのため児童施設に措置入所中。特別支援校卒業後に向けて受任依頼。家族にも支援が必要なケース。R6.10～当法人で受任。 |
| 6 | 新規受任（累計75件目） | 50代 | 知的障害 | 後見 | 親族 | R6、母親より相談あり。秦野市成年後見利用支援センターを紹介し、改めて当法人に受任依頼あり。父親が死去し相続発生。司法書士が申立書類作成。R6.10～当法人で受任。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 7 | 終結 | 50代 | 高次脳機能障害 | 不明 | 親族 | R6、秦野市成年後見利用支援センターより相談を受ける。ニーズが後見制度でカバーできるものではなかったため、受任不可と回答。 |
| 8 | 取り下げ | 不明 | 精神障害 | 保佐 | 職権 | R6、秦野市障害福祉課より「家裁から現保佐人の親族が辞任するので、本人に合った保佐人がいれば教えて欲しい」と依頼があったとのこと。代理権の内容によっては他職種の方が適切なため、確認依頼。当法人へは依頼取下げ。 |
| 9 | 取り下げ | 60代 | 精神障害 | 不明 | 親族 | R6、秦野市成年後見利用支援センターより相談を受ける。秦野市社会福祉協議会の法人後見で受任できない場合、受任可能か検討してもらいたいとのこと。秦野市社会福祉協議会が受任したため、取り下げ。 |
| 10 | 取り下げ | 不明 | 知的障害 | 不明 | 親族 | R6、秦野市成年後見利用支援センターより相談を受ける。秦野市内施設入所者。親族が当法人とNPOおおねで悩まれているとのこと。最終的にNPOおおねを選択されたため依頼取下げ。 |
| 11 | 終結 | 不明 | 発達障害 | 不明 | 不明 | R6、NPOやすらぎより受任依頼。援護が市外のため、他市の中核機関紹介し、終結。 |
| 12 | 申立準備中 | 30代 | 知的障害 | 後見 | 市長 | R6、相談支援専門員より相談。家族全員に申立が必要となる可能性もあり、地域共生支援センターを紹介。地域共生支援会議を経て、当法人に受任依頼。市長申立て準備中。 |

令和6年度中に受任依頼を受けていた8件（№5以降）のうち、4件受任した。

秦野市成年後見利用支援センター、行政機関からの依頼については、個人後見に馴染まないケース（頻回な支援が必要、複数の専門性や多職種連携が必要、後見人等の交代が必要となる可能性がある等）の受任を求められているが、新たにNPOおおね、秦野市社会福祉協議会も法人後見の受任を開始しているため、当法人の特色、強みを職員がしっかり理解した上で活動する必要がある。

**８　成年後見事業運営委員会の開催**

原則月1回の会議を実施し計12回の開催となった。例年通り、受任者については、担当理事である後見委員会委員長及び外部委員より対応状況について助言をいただきながら、ケース検討等を行った。また、新規受任ケースについても承認を受けた。

**９　職員派遣の状況**

　昨年度12件の講師派遣依頼があり、依頼を受けきれなくなったため、今年度より派遣する職員を増やし対応した。当法人には「具体的な事例を知りたい」「成年後見制度だけでなく、その他の制度や成年後見の現場で起きている最新の情報を知りたい」という依頼が来る傾向が高い。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **研修名** | **内容** | **主催者** | **開催日** | **派遣職員人数** |
| 令和6年度法人後見担当基礎研修～成年後見制度の基礎と法人後見の意義について～ | 1. 法人後見の意義
2. グループワーク

「地域連携ネットワークについて」 | 神奈川県社会福祉協議会 | 令和6年7月26日 | 1名 |
| おかねの制度～財産管理のリスクと公的支援～ | 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い | As-pace | 令和6年5月20日 | 1名 |
| 訪問時のチェックポイントと記録の書き方について | 記録を書く際の視点とポイント | 神奈川県社会福祉協議会 | 令和6年8月8日 | 1名 |
| 成年後見制度の活用事例 | 事例報告とディスカッション | NPO成年後見湘南 | 令和6年11月2日 | 1名 |
| 成年後見制度の概要 | 成年後見制度概要 | 秦野精神保健福祉家族会のぞみ会 | 令和6年11月9日 | 1名 |
| 成年後見制度利用の実態と利用促進に向けた動向 | 成年後見制度と法改正の方向性について | 末広民生委員児童委員協議会 | 令和6年12月4日 | 1名 |
| 「今日から出来る」虐待防止について考えよう | 虐待防止研修（施設職員対象） | 地域精神保健福祉会 | 令和7年1月15日 | 1名 |
| 事例で学ぶ成年後見 | 成年後見制度概要 | コスモス学園家族会 | 令和7年2月1日 | 1名 |

**１０　研修会参加状況**

人材育成を目的に下記の研修に参加した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **研修名** | **主催者** | **開催日** | **延べ参加人数** |
| 障害者差別解消法の改正 | 日本弁護士会連合会 | 令和6年4月23日 | 1名 |
| 令和6年度法人後見担当者基礎研修～成年後見制度の基礎と法人後見の意義について～ | 神奈川県社会福祉協議会 | 令和6年7月26日 | 1名 |
| 令和6年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」 | 一般財団法人長寿社会開発センター | 令和6年12月22日 | 3名 |
| 令和6年度法人後見事業担当者現任研修～後見等事務報告の統一書式等の運用について～ | 神奈川県社会福祉協議会 | 令和6年12月19日 | 6名 |
| 民事法制と社会福祉との一体的改革 | 日本社会福祉士会 | 令和7年2月11日 | 1名 |
| 令和6年度法人後見事業担当者現任研修障害のある方の目線に立った意思決定支援について～神奈川県版意思決定支援ガイドラインについて学ぶ～ | 神奈川県社会福祉協議会 | 令和7年3月3日～同年3月4日 | 6名 |
| 第3回意思決定支援実践シンポジウムフォロワーシステムが目指す法改正後の未来「支持者」であり続けることの意味とは？ | 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan） | 令和7年2月19日 | 1名 |
| 令和6年度障害児支援者向け研修会「未来の意思決定力を高めるために、今支援者ができること」 | 秦野市障害者支援懇話会こども部門 | 令和7年1月31日 | 2名 |

**１１　会議等への参加**

　法人後見受任団体として下記の会議へ参加した。また、今年度より、各会議に参加する職員を固定せず、複数職員が法人代表者として参加できるよう順次、引き継ぎを行った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **会議名** | **主催者** | **開催回数** | **延べ参加人数** |
| 秦野市障害者支援懇話会　地域共生部門 | 秦野市障害福祉課 | ４回 | 4名 |
| 秦野市成年後見ネットワーク連絡会及び受任団体意見交換会 | 秦野市社会福祉協議会 | 3回 | 3名 |
| 当事者連絡会 | 市内当事者団体 | 1回 | 1名 |
| かながわ法人後見連絡会 | 神奈川県社会福祉協議会 | 2回 | 6名 |
| 日常生活自立支援事業契約締結審査会 | 秦野市社会福祉協議会 | 6回 | 6名 |
| 伊勢原市障害支援区分判定審査会 | 伊勢原市障害福祉課 | 11回 | 11名 |
| 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会 | （社福）さくらの家福祉農園 | 1回 | 1名 |
| 秦野市社協権利擁護支援検討会議 | 秦野市社協 | １回 | １名 |

**１２　まとめ**

　今年度は、支援学校在学中から卒業後の進路について、契約等が必要となり、児童期からの移行ケースの依頼を受け、対応を行った。成人年齢の引き下げに伴い、これまで携わることの少なかった児童福祉や児童の意思決定支援について、苦慮しながら対応した。

　秦野市内では新たに、秦野市社会福祉協議会、NPOおおねなどが法人後見の受任を開始した。これに伴い、秦野市内で法人後見を実施する団体が3団体となり、選択肢が広がった。

　受任団体が増えたことで、他団体との差別化が必要となるが、当法人がこれまで行ってきたソーシャルワークを基本とした権利擁護と意思決定支援について、引き続き、丁寧に行っていくことが重要と考える。

今年度は特に、児童福祉、障害福祉、介護保険と幅広いライフステージに関わるケースも増加し、関係機関との協働やケアマネジメントの知識等が必要となった一年であった。

一方で、当法人に受任依頼があるケースは個人後見に馴染まないもの（頻回な訪問や対応が必要、虐待ケース等）になるため、活動件数も増加し、職員の精神的・身体的負担も大きくなっている。

今年度は職員2名が長期休暇を取る必要があり、さらなる欠員が生じたが、活動件数に影響が出なかったが、職員の業務負担軽減については引き続き、課題となっている。

令和7年夏頃には民法改正案の中間試案が示される見込みとなっているため、最新の情報を収集しつつ、法人運営、職員体制について、検討をしていく必要がある。